

第七十四号 二〇二二年四月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(〇七五 二四一 一二四四)

各地の闘いの報告

医療移送費却下処分を取り消す勝利 判決

弁護士 大井 琢

私の所属事務所が所在している沖縄県沖縄市において、医療扶助のうちの通院移送費につき、支給申請がなされても処分せず、何年も不作為のまま放置している、というあり得ない事例の相談がありました。審査請求と訴訟提起をし、地元2紙(沖縄タイムスと琉球新報)でも報道がなされました(なお、こちらの内容については、不作為の違法確認請求が認められる判決がなされ、確定していません)。

すると、記事をご覧になった本件の当事者が私の事務所に相談に来られました。お話を聞きすると、同じ沖縄市で生活保護を受給しはじめ、徒歩では行けない医療機関への通院移送費を申請したところ、半年近く放置された挙句、書面によらず口頭で理由告知(付記)もない却下処分をされた、とのことでした。ご本人が自分で審査請求をしたものの、審理員からの問い合わせや書面の提出要請などにどうやって対応しようかと悩んでいたときに、前記の記事をご覧になって私の事務所に来られたとのことでした。即座に審査請求の代理人となる

とともに、却下処分の取消と通院移送費支給処分の義務付け請求をする訴訟提起をしました。

審査請求と訴訟の審理が同時並行で行われ、訴訟が結審して判決を待つだけになっていた令和3年11月30日、審査請求において、前記した医療移送費却下処分を取り消す勝利判決がなされました。

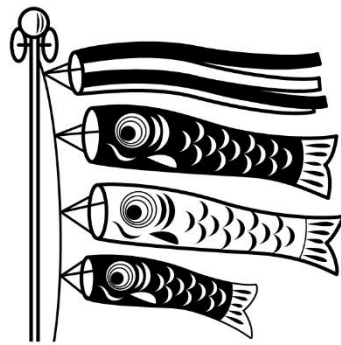
この勝利判決においては、①書面によらず口頭で理由告知(付記)もない却下処分の手続きの違法は明らかでした。本判決では、これに加えて、不服申立てに関する教示義務が果たされていないことも違法不当であるという、真つ当な指摘がなされています。

また、②医療移送費を支給する前提となる適正な交通機関や経路を決定しないまま、医療移送費支給申請の却下決定をしたことは違法不当である、という、これまたきわめて真つ当な判断をしています。

そして、この勝利判決を受けて、沖縄市福祉事務所は、令和4年2月4日、審査請求の対象となった通院移送費の支給申請に対し、全額(ただし、この時点では主治医の意見書に基づき、タクシー代ではなくバス代)を支給する旨の処分を行いました。



さて、私がかかわらせていただいた前記2つの世帯については、現在では、いずれも、医療扶助で受診が認められたすべての医療機関につき、タクシー代全額が支払われています。これは、当たり前前の状況ではありませんが、生活保護を利用されている方々の医療へのアクセス権を十全に保障することができる状況になったことは素直に喜ばしいことであると思っています。



審査請求事件のご報告(63条返還決定) 彦根共同法律事務所

弁護士 高橋陽一

1 はじめに
株式の売却金の63条返還決定を受けたAさんの審査請求事件を受任し、無事に審査請求認容判決を得ましたので報告させていただきます。Aさんのプライバシーに配慮するために、個人の特定につながるような情報は曖昧にして記載しておりますことをご了承ください。

2 事案

Aさんは、独身の40代男性です。県内の進学校を卒業しており、知的能力は高いということが彼の特性です。卒業後に就職をしたのですが、心の病気がかかってしまい、仕事を辞めざるを得なくなりました。その後も継続的に働くことが

難しく、生活保護を利用するようになりました。

Aさんは、平成28年ころから株式投資に興味をもつようになりました。インターネット証券の発達で、手軽に株式売買できるようになったという時代の流れの影響もあつたのかもしれませんが。

Aさんは、株式の売買を始める前に担当のCWに株式投資を始めることについて相談していました。通達では生活保護利用者が株式を保有することは認められていませんが、担当CWはそのことを説明せずに、株式の保有自体は禁止されていないが、株式の売買で利益が出たら収入認定するという誤った説明をしていました。冒頭で、株式売却金なのに78条ではなくて63条なのか疑問に思われた方もいらっしゃると思いますが、このような理由からです。

Aさんは、利益が出たときには収入認定されても良いので株式売買を始めようと考え、証券会社に口座を開設し、それまで貯金していた10〜20万円ほどを原資として株式投資を始め、その後何度かにわけて合計20万円を貯金から証券会社の口座に入れて投資資金にしました。

Aさんの株式の売買の頻度はいわゆるデイトレーダーというほどではないですが、比較的短期の売買を繰り返して、1年半ほどの間で8回ほどの売買をしました。

その後、株式の保有が認められないことに気がついたのだと思いますが、福祉事務所は、Aさんに株式を売却するように指導を始めました。Aさんは、指導に従って株式を売却し、売却した時期や金額についても福祉事務所に報告しまし

た。そして、最終的にAさんの手元に残った売却金は約50万4000円でした。

平成30年8月ころに、最初の63条返還決定がAさんの手元に届きました。Aさんは売却金を返還しないといけないことは不満でしたが、金額が約40万円と返還できない金額ではなかったため、この時は返還に応じました。

ところが、その6か月後にも、再度約72万円の63条返還決定がなされました。これは、Aさんの手元に残った金額よりも多額ですが、なぜそうなったかというと、福祉事務所が、Aさんの手元に残った金額ではなく、個別の売却金を合計した金額を収入認定したからです（いわゆる「延べ計算」）。すなわち、例えば、10万円で株式を購入し、その株式を10万円で売却し、その10万円で別の株式を購入し、その別の株式を10万円で売却した場合、手元に残っているのは10万円であるにも拘わらず、20万円の収入があったと認定したのです。

さすがにAさんも、これはおかしいと考え、反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会を通じて事件の依頼があり、私と小川弁護士、元永弁護士の3名で受任しました（弁護士費用は日弁連の委託援助事業を利用。ただし、弁護士1名分のみです）。

3 審査請求の経過

審査請求では、処分の取消事由として63条の返還金は延べ計算ではなくAさんの手元に残った金額で計算されるべきこと、交互計算の規定（商法529条）が適用されるべきこと、株式売却金の内、次の株式投資に回っている分は必要経費として計算されるべきこと、自立

更生費の考慮がされていないこと、処分理由が不明確であり理由付記の違法があることなどを主張しました。

また、審理員に対して物件の提出要求（行政不服審査法33条）をして、ケース記録の開示を受け、これに基づいてCWから当初、株式の保有が認められないという指導がなされておらず、そのために保有が認められていた貯金を株式投資に回したことを主張しました。

4 裁決

審理員の意見書では延べ計算をもとに返還額を決定したことは違法であるとし、返還額は証券会社が管理しているAさんの資産（株式及びMRF）の評価額が最も高い時点の評価額（約50万7000円）をもとに返還額を計算すべきとし、その結果約11万円を超える部分については違法であるとなりました。

行政不服審査会からは、理由付記の違法があることを認め、再度決定を出すにあたっては審理員が指摘した点に加えて自立更生費を考慮すべきであるという答申書が出されました。

知事の裁決では、審査会の答申書と同じ理由及び結論で、審査請求を全部認容するというものでした。

5 意義

本件は、CWが生活保護利用者であっても株式の保有は認められるという誤解に端を発した事件であり、そのような事件が今後起こる可能性は少ないと思います。その点では先例としての意義は小さいと思いますが、株式を保有していた場合の返還額（63条だけでなく78条であっても同じであると思います。）の考え方を示したという点では意義があると思います。



扶養をめぐる不当な却下を争う

弁護士 水丸貴美子

Aさんは奈良県生駒市の住む、精神疾患を抱えた50代女性です。生駒市は、大阪市に近く利便性に優れた地方都市です。令和3年4月、Aさんは保護を申請しました（以下「本件申請」といいます）。そうしたところ、市は、実家の母が「（実家に）帰ってきたらいい」と言ったことを理由に申請を却下しました。しかしながら、扶養の実態はありませんでした。この却下処分をめぐる法的手続の途中経過を報告します。

1 事案の概要

（1）本件申請に至る経緯

Aさんは、平成28年1月から生活保護を受給しながら単身で生活していました。令和2年10月、「Aさんが、真摯に求職活動を行うことと携帯電話を確保することという指導に従わなかったこと」を理由に生活保護停止処分がされました。

令和2年12月に「親類・縁者等の引取り」を理由に生活保護廃止処分がされました。しかしながら、そのような引取りや援助はありませんでした。

Aさんは、2つのアルバイトにより月3万9000円程の収入がありました。また、水道料金を含む家賃を連帯保証人が代位弁済していたため、何とか食いつなぐことができました。しかしながら、電気もガスも止められていました。電話はありません。カセットコンロで湯を沸かして、手洗いで洗濯したり、身体を拭いたりしていました。

（2）本件申請について

このように困窮したため、令和3年4月5日、Aさんは保護を申請しました。市は、扶養調査として、職員3人でAさんの母が一人で住む実家を訪問しました。このとき、母が「（実家に）帰ってきたらいい」と発言したそうです。そして、Aさんが母との同居を拒んだため、保護の要件を満たさない、として申請が却下されたようです。保護申請却下通知書には「親類・縁者等の引き取りによる」と記載されていました。

しかしながら、母親は、認知症で自身の夫が亡くなったことも認識できていません。要介護2で介護サービスを利用しています。年金暮らしです。このように、母の扶養意思や扶養能力には疑問がありますし、そもそも扶養を保護開始の要件としていたり、扶養があまりにも広く解釈されていることが問題でした。

（3）法的手続に至る経緯

6月下旬に「生駒市の生活保護行政をよくする会」相談会が開かれました。Aさんの妹がこの相談会に参加したため、本件を把握しました。7月9日に再度保護を申請し、7月13日に、却下処分について審査請求をしました。再申請は、却下処分と同様の理

由により再度却下されました。10月、私は、Aさんがアルバイトを失ったという噂を聞き、急いでAさんに行きました。すると、食べる物すらない状況でした。

状況把握後は、生駒市生活と健康を守る会の方々が、食品や日用品、衣類、カセットコンロなどを差し入れてくださりました。

2 行政処分取り消し訴訟の提起とその後の経緯

（1）裁判連の方々のアドバイスを受け、10月18日に、却下処分の取消等を求めて奈良地方裁判所に提訴し、同時に保護開始の仮の義務付けを申し立てました。

（2）裁判手続の中で、生駒市側は、再々度の保護申請がされればすみやかに保護開始をする用意がある旨表明してきました。そして、11月22日に保護申請に行くと、同日中に保護開始決定が出ました。

12月14日には、審査請求に対する認容裁決が出ました。これを受け、市はAさんに謝罪し、本件申請時に遡って保護開始決定されました。

3 裁決の内容と今後について
認容裁決でしたが、その主たる理由は「母の扶養能力について十分な調査が行っていないこと」でした。裁決書の中では、扶養が保護の要件でないことについては触れられておらず、「母は重点的扶養能力調査対象者に当たることから」と、70歳以上の高齢者である母に対する扶養調査を当然の前提とするかのような表現もありました。

このような裁決の内容が、今後の保護行政として定着しては困ります。そこで、

かかる点について生駒市に申入れを
しました。しかし生駒市の回答は「70歳
以上の高齢者であっても十分な資力・財
産を持ち、扶養の意思も能力がある方も
いるから、一律扶養調査をしないまま保
護の決定をすることについては適切で
はない」という、問題点をはぐらかす回
答でした。他方、市議会等で保護申請時
の調査の不十分さを問われた際には、同
居ができると思いついたため現実の同居
の有無や母の資力等については調査し
なかったことを臆面もなく認めるなど
しています。

あまりに不誠実な回答や反省に乏し
い議会答弁を受け、却下処分取消訴訟
については国家賠償請求訴訟に切り替
え、訴訟を継続することにしました。

このほかにも、本件申請に至る前の、
就労指導違反による保護停止処分や、
「親類・縁者等の引取り」による保護廢
止処分、令和3年7月の再申請に対する
再度の却下処分など、問題点は山積して
います。生駒市のでたらめな運用を正す
べく、引き続き裁判所内外での取り組み
を続けていく予定です。



「奈良県大和郡山市保護廃止事件」

弁護士 西村香苗

1 事案の概要

S氏は、A病院に医療保護入院して
(させられて) 退院請求したところ県
がそれを認め、はれて退院できたのに
退院したとたん生活保護を打ち切られ
ました。S氏が保護を受給開始したのは
2016年10月。A病院に入院したの
は2020年3月13日ですが、最初は
本人の同意による任意入院でした。とこ
ろが、同月23日、本人が退院したいと
言ったことについて「病識がない」と某
病院側が市長同意による医療保護入院
に切り替えてしまいました。S氏は納得
できず、退院請求を行い、結果、202
1年4月16日に精神保健審査会が医
療保護入院の継続は適切ではないとい
う判断を下すのであることが明らかに
なりました。

これに対し、A病院院長は退院請求が
認められたことにひどくご立腹で県に
抗議を述べたそうです。結果、S氏の退
院調整はまったくなされなまま、同年
5月13日に医療保護入院措置が不当
との審査会の決定が出ました。当然S氏
は退院すると言いました。A病院は結局
「出なければ勝手に出ていけ」とご本人
を追い出しました。1時間ほど外にた
ずんでいましたが、S氏は自分のもとも
とと任んでいたところに戻ろうと思い、タ
クシーで移動しました。処分庁は、A病
院からS氏が「どこかに行った」という
情報をもらってすぐに「退院後失踪した
ので保護を打ち切る」という判断を下し
たのです。

2 廃止決定の問題点

処分庁が廃止決定をした理由は「失
踪」。日本語としても「？」と思いますが、
問題は、処分庁が廃止決定をしたことの
背景にS氏が周囲に迷惑をかける人だ
から入院しておいた方がよいのと言う
ことを聞かない、との考えが見え隠れし
ており、保護廃止は、言うことをきかな
いS氏に対する制裁、であるかのように
感じられる点です。保護廃止するのは言
うまでもなく、「保護を必要としなくな
ったとき」(生活保護法26条)です。「失
踪」が保護廃止の理由として認められる
場合があるのは「被保護者が行方知れず
になって現状保護が必要かどうかが分
からなくなった」からだと言っているが、
よくよく考えると、必要だから保護を受
けたわけで、保護が必要かどうか分から
なくなつた、などというものはあり得な
いはずですが、しかし、保護を受けなが
ら処分庁に所在を明らかにしない、届出義
務に従わない、その不誠実な対応を放置
するのはいかなるものか、ということ
なのでしょう。一種の制裁と言えます。
だとすればよほどひどい状態、長期間連
絡が取れないとか、連絡をとろうと思え
ば取れるはずなのにわざと連絡してこ
ないとか、限定的に考えるべきは当然で
す。

ところが、本件で処分庁は、裁決書に
よるとたった3時間でS氏に対する保
護廃止を決めました。横暴というよりほ
かに表現の方法がありません。

3 裁決は、審理委員の意見そのままの
結論でした。当然の結果と思いましたが、
上級庁が健全でホッとしました。
願わくば、もう少し裁決を早くしてい
ただきたい(今回は請求から裁決まで6
ヶ月あまり)ところです。



裁決例検討

事務局 木下秀雄

伊丹市の、法78条による不正受給を
理由とする費用返還決定に対する審査
請求を棄却した裁決例(総務省「行政不
服審査裁決・答申検索データベース」収
載)(伊総法管第〇〇号令和3年10月
8日(2021年)を検討する。

(1) 伊丹市福祉事務所長による不正受
給を理由とする費用返還決定およびそ
れに係る加算金の徴収決定について、伊
丹市行政不服審査会が審査請求を認容
されるべきであると答申した(諮問番号
令和2年度諮問第3号、答申番号令和3
年度答申第1号)にもかかわらず、伊丹
市長がこれを退けて、審査請求を棄却し
た裁決例である。

(2) 事案

(ア) 平成25年3月19日に審査請求
人Xの保護申請が受理され同年3月2
7日に保護開始決定した。

令和元年8月8日、平成31年課税調
査によりXが平成30年1月〜平成3
0年12月に給与収入があることがわ
かる。そのことを令和元年8月14日に
Xに伝えたところ、Xが給与明細を提出
し、そこからさらに平成30年3月〜令

和元年7月分の給与収入があるにもか
かわらず届け出られていないことが判
明した。

福祉事務所Yは、これら収入申告のな
かった給与所得について、月額で見ると
基礎控除額内のものがほとんどであつ
たが、これを控除せず、必要経費として
所得税のみを控除した26万8318
円の返還と、10%2万6831円の加
算を加えて返還決定を行った。

(イ) 審査請求人と処分庁の主張

Xは、就労当時の担当者に就労するこ
とは伝えていた。そして、担当者から書
類を提出するようにいわれ「就職届出書
を就労先の店長に記入してもらって、そ
れを担当者に提出していた。就労日数を
週1日に抑えて収入を基礎控除額以内
になるようにしていたので、収入届は必
要ないと考えていた、というものである。
Yは、就職届書の定型用紙をXが受け取
っていたことから当時の担当者に就職
について相談していたことは認めてい
る。

しかし、この就職届出書がXに関する
記録一式中に保管されていないことを
理由に、Yに提出されていない、と主張
している。

その上で、Xが保護申請時に収入申告
を行うという「誓約書」に自署押印して
いること、保護開始時に理解した旨の
「確認書」に署名押印していること、就
労している時期に「就労収入がある場合
に届け出るように」という書類が郵送さ
れたこと、を理由に、収入申告義務につ
いては認識していたはずであるのにも
かかわらずこれを行わなかった以上不
正受給に該当すると主張した。

(3) 審査委員会の答申と裁決の論理

(ア) 審査委員会は、法63条返還と法78条不正受給の適用関係について、神戸地判平成30年2月9日(賃社1740号17頁)をあげて、「法78条1項は、被保護者の収入未申告などの行為が、事実を故意に隠ぺいしたものと評価できる行為に当たる場合にのみ適用すべきであり、そうでない場合には、法63条を適用すべきものと解するのが相当である。」と判断し、その上で「法78条1項を自らの収入について届け出義務があることを認識しつつ届出をしなかった場合のすべてに適用するのは広範にすぎ、被保護者の収入未申告などの行為が事実を故意に隠ぺいしたと評価できる行為に当たる場合にのみ限定的に適用すべきである」としている。

そして、就労先店長が、Yの作成した定型的な就職届出書に実際に記入していた事実を認めて、「就職届出書を作成したことは収入を届け出ることを前提とした行動であり、故意に収入を隠蔽しようとしていたことは推認されない。」として、審査請求認容の答申を行っている。

(イ) しかし判決はこの審査会答申を受け入れず、審査請求棄却の結論となっている。

判決も、就職届出書が実際に作成されたことは認めており、これをもって「不当に受給する意思がなかったことをある程度推認させる。」としている。しかしこれが提出されたという事実は認定できない、としたうえで「提出したことが認められないという事実は、その意図によつては不当に受給する意思を推認させる事実であるとも評価しうる。」という判断を展開している。

そして審査会答申を受け入れない理由として、神戸地裁判決及び答申が課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱」(平成24年7月23日社援保発0723第1号)の不正受給の立証責任の考え方と異なる、という点と合わせて次のように述べる。

つまり判決や答申のように考えると、「保護受給者が自発的に適正な収入申告をすることを期待することができなくなる。」

(4) 検討

この判決は、行政不服審査会が、審査請求を認容すべしとの答申を出したにもかかわらず、それを正面から否定して棄却判決を出した点、不正受給の認定について、不正受給の意思の有無の立証を全面的に保護利用者に押し付けている点、で重大な疑問がある。

とくに、福祉事務所側に資料が残っていない、ということがなぜ被保護者側の不当に受給する意思を推認させる事実であるという評価につながるのか全く不明である。

福祉事務所の担当者として、定型的就職証明書をXに手渡したことがある以上、「その後就職はどうなっていますか」と尋ねるのが当然であつて、それを行っていないというケースワークの瑕疵がまず問題にされなければならない。また収入額が基礎控除の範囲内であれば収入認定されない、という説明を受けて、そうした就労収入について申告しなかった、というXの説明は十分説得力がある。それが反対に、収入申告を自主的に行わなかったのは「不正受給の意思」があつたからだ、というのは福祉事務所のケースワークの手落ちを被保護者に押し

し付けるものといえる。

また、書類一式の中に就職届出書を見つけれないというY側の主張が真実なのかどうかすら疑わしいというべきであり、たとえ本当に見つからないとしてもそれは福祉事務所側が過失により紛失した可能性が十分に考えられる。それにもかかわらず、見つからないというYの言い分を丸呑みにして、就職届出書が存在しないのはXが意図的に提出しなかったのではないか、それは「不当に受給する意思を推認させる事実である」と評価できる、というのはあまりにひどい判断であると言えない。

これが生活保護法上の審査請求のように、都道府県による判断であればもう少し異なるものになつたのでは、とも思う次第である。

